



号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

岩手県職員労働組合

No.2401

2017年

3月17日

3月17日は自治  
労県本部春闘統一  
行動日。「クラシノ  
ソコアゲ」に向け  
て粘り強く春闘に  
結集しよう！

## 2017春闘③ 3.15春闘要求・民間大手集中回答

# 民間春闘 4年連続賃上げも上げ幅低調!?

＝「官製春闘」限界鮮明・労使交渉による賃上げ確保へ闘争強化を＝

3月15日、2017春闘に係る民間大手の集中回答が行われ、多くで4年連続の賃金引き上げを実現する見通しとなったものの、上げ幅は2年連続前年を下回る厳しい情勢となっている(大手回答:トヨタ自動車(1,300円)、電機連合(1,000円))。安倍首相は4年連続で経済界に「少なくとも前年並みの賃上げ」を要請したが、経営側は景気の不確実性を理由に賃上げに難色を示した。結果、今回の賃上げはさらに小幅となり「官製春闘」の限界が鮮明となった。



3.3 連合岩手春闘総決起集会

働き方改革の在り方も春闘課題としており、所定内労働時間の短縮、勤務間インターバル規制の実現など、「長時間労働の是正」も重要な課題となる。生活改善のため賃上げと労働環境の改善が不可欠であり、連合では今後交渉を本格化させる地場中小の春闘に連帯し、「暮らしの底上げ・底支え」「格差是正」に向け取り組み強化を確認している。

## 3.16公務員連絡会・春闘中央行動 人事院「退職手当」など方向性示さず

＝3.24人事院総裁交渉で要求に沿った回答求める＝

3月16日、公務員連絡会は人事院給与局長・職員福祉局長交渉のヤマ場とし、中央行動を配置して、賃金改善、労働条件改善など春闘要求への回答に向け交渉を行った。人事院は賃上げに関し「経営側の春闘回答・妥結の動向を注視している」とした。昨年調査を行った退職手当は「現在結果の集計中。人事院として報告をする際には職員団体等の意見も伺いながら対処していく」とし明確な回答を示さなかった。公務員連絡会は、3月24日の総裁交渉での前進回答を強く求めていくこと、今春闘での要求前進に向け全ての組織の取り組みを強化していくことを確認した。



交渉支援する自治労組合員

# 4月から「時差通勤」が拡大＝D勤（9：30～）・E勤（7：30～）の追加等＝ 職場体制の把握・勤務時間管理の点検を！

当局は3月10日、「子育て等の個人事情に基づく時差通勤制度実施要領」及びQ&Aを示し、本年4月からとともに、子育て等の事情のある職員を対象に新たにD勤（遅出・9：30～）、E勤（早出・7：30～）が取得できようにし、かつ交替制勤務のある一部公署を除く全公署に拡大される。

この要領は昨年12月の人事課長交渉で県職労が求めた職場体制の確保、勤務時間管理の徹底、所属長のマネジメント確保などの課題への対応を一定程度反映したものとなっている。

主な留意点は右枠内のとおり。当局は4月末及び6月末に導入状況を点検し、改善が必要な所属へは随時改善を指導する予定としているが、各分会でも時差通勤拡大に伴う職場体制の把握、勤務時間管理の点検をし、問題が発生した時には、速やかに本部又は支部書記局に相談をお願いします。

## 時差通勤の主な留意点

### ○要件

子育て・介護等を行う職員、通勤による負担が緩和される職員、その他所属長が特に必要があると認める職員（盛岡地区のB勤務は従前どおり）。

＜その他所属長が特に時差通勤を行う必要がある場合の事例＞

- ・定期的に病院に通院する必要がある場合
- ・職員が自己研鑽のため、外部の講座等に参加する場合

### ○勤務時間の割振の期間

・原則1月単位で指定(希望月の前月までに所属長に申し出るものとし、人事異動時は異動後速やかに申し出る)する。年度を通じて時差通勤を申し出ることや特定の月のみ申し出ることも可能。

・年度を越えた時差通勤の申出はできない(年度末に改めて手続を行う)。

### ○所属長による調整

・所属長は「公務の運営に支障がある」と判断する場合を除いて、職員の申出を尊重し、勤務時間の割振りを行う。

⇒「公務の運営に支障がある場合」とは、仕事の分担や情報の共有化等を工夫してもなお、支障の程度が高いと見込まれる場合をいう。支障がある場合であっても、子育てや介護など特に時差通勤を行う必要性の高いと認められる職員の申出を優先する。

・8：30～9：00及び16：45～17：15までの勤務している職員が、所属職員のおおむね1/2未満にならないよう配慮すること。

⇒公務に支障がないか十分に判断したうえで調整することとし、支障が無いと判断されれば、それを超えての運用も可能。

※ 時差通勤は育児時間を組み合わせての取得も可能です。

## 超勤手当をまとめて受け取る際にはご注意を！

県職労からの申し入れを受け、当局は各主管課を通じて各所属の超勤手当予算の不足額を照会し、必要に応じて予算を追加配分することとしています。このことから、多額の手当を一度に受け取った場合、追給額によっては地方職員共済（年金・医療給付）の掛金算定の「標準報酬月額」に影響し、掛金額が一時的に上昇し、多額の共済掛金が引き去りになる場合があります（昨年の制度改定による「標準報酬月額」による：前3カ月の給与・手当を含めた収入額の平均（平均給与額）で算定。現在は毎月、前3月の平均給与額を基に設定。収入額が2ランクアップで掛金も変動する）。

また、追加支給月が遅くなると、調整となる期間が長期に及ぶおそれがあります。超勤手当の追加支給は4月中の支給となるよう、各職場の事務処理についてもご協力願います。

※ 個々の掛金のご相談については、総務事務センターに問い合わせを。